

下寺尾官衙遺跡群を現代の官民境から考える

加藤 大二郎*

1 はじめに

国指定史跡下寺尾官衙遺跡群を構成する高座郡家の区画および主要な遺構についての推察、課題について、「高座郡家の区画範囲を考える」（加藤2024）にて、見解を述べた。ここでは、現代の官民境界である道路敷および水路敷と民地の境界から、これまでに確認されている下寺尾官衙遺跡群の主要遺構との関係を比較し、下寺尾官衙遺跡群周辺の未調査地点における遺跡内容の推測を行う。

2 下寺尾官衙遺跡群とは

茅ヶ崎市で見つかった約1300年前の役所や寺の遺跡で、平成27年3月に我が国の歴史に欠かせない遺跡として、国から史跡に指定された下寺尾官衙遺跡群は、指定されるまでの発掘調査によって、役所には当時の税を納めるための正倉という高床式倉庫が4棟以上並んでいること、郡庁院として正殿、正殿を囲む東脇殿、後殿が存在すること、郡庁院と正倉の間に館(たち)・厨(くりや)と想定される建物群が存在していることがわかっている。これらの施設が存在する範囲を高座郡家としてとらえてきた。

高座郡家の南西に下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）と呼ばれる郡家と同時期の寺が見つかっており、今から47年前に初めて発掘調査が行われ、寺院跡であることが明らかになった。その後主要な建物や寺院の範囲を明らかにするための調査を行い、約80m四方の堀に囲まれた2つの建物址を見つけている。2つの建物は金堂と講堂と推定されている。

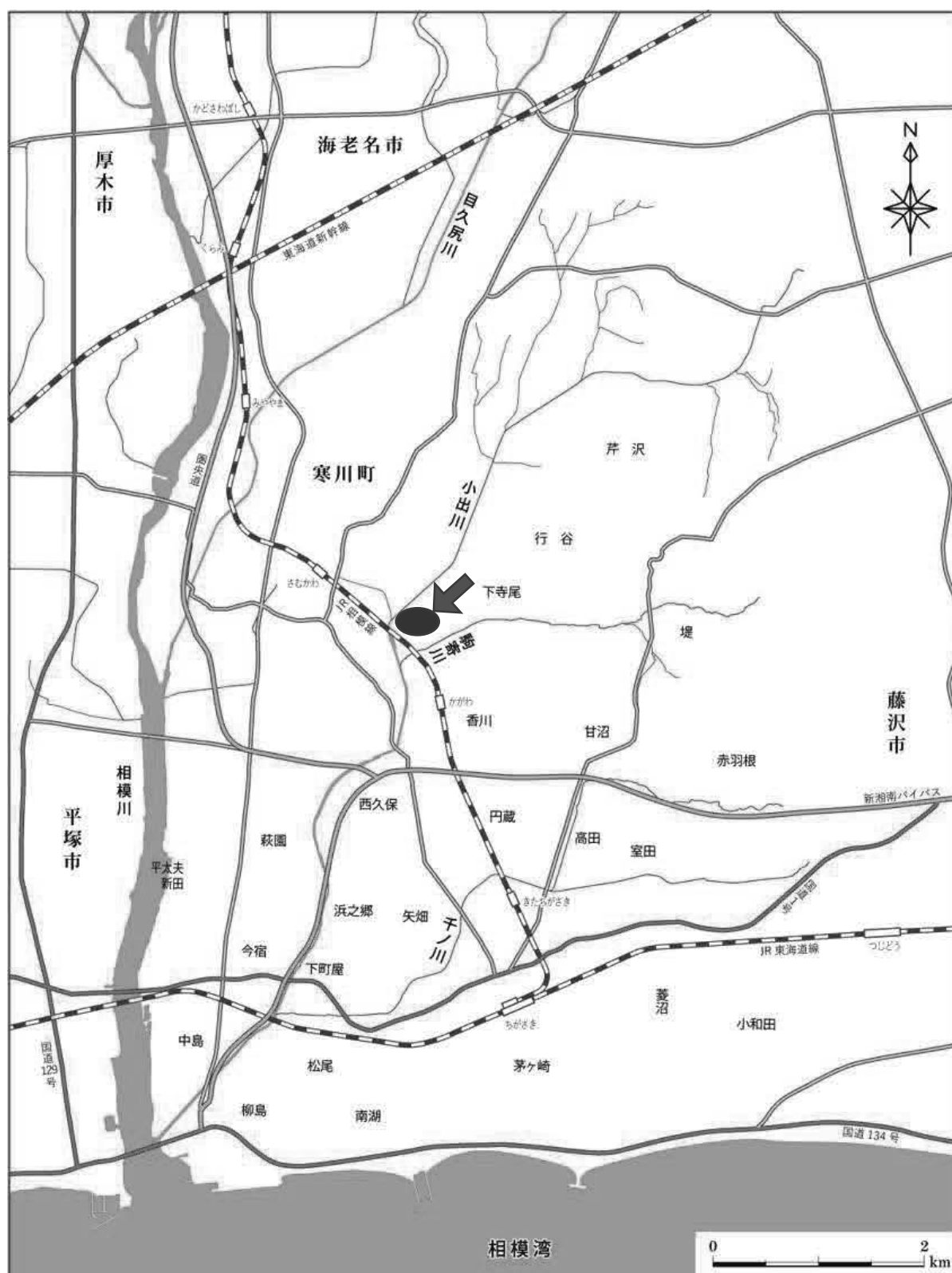
高座郡家と下寺尾廃寺の周囲には小出川と駒寄川が流れており、郡家・廃寺の北東から南西に流れ、相模川の河口付近で合流する小出川、東から南西に流れ小出川に合流する駒寄川に囲まれるようにこれらの遺跡は存在している。

廃寺近くで見つかった駒寄川の旧河道からは、祭祀の痕跡が多く見つかっており、祭祀場と考えられ、遺跡のすぐ西側で小出川が屈曲する部分では、川の内側に水を引き込み、船を川岸に着けるための川津が見ついている。川津の近くにも祭祀を行った場所や、荷ほどこ場であったと考えられる建物群が見ついている。

下寺尾官衙遺跡群は、役所、寺、祭祀場、船着き場が限られた範囲にそろって見つかっており、地方官衙の様相をうかがうことのできる貴重な史跡である。

3 官民の境と下寺尾官衙遺跡群

「高座郡家の区画範囲を考える」（加藤2024）で「茅ヶ崎市内では、円蔵や西久保、矢畑、浜之郷などの地域の遺跡調査で、現況の道路と並行、あるいは重複する溝状遺構がしばしばみられる。これらは、近世や近現代まで土地の区画を溝状遺構によって区画していたものが、道路整備に伴い、現在ではみることができなくなっているものと考えられる。これは、茅ヶ崎市が戦後に道路整備を再度



第1図 下寺尾官衙遺跡群の位置



第2図 下寺尾官衙遺跡群の主な遺構



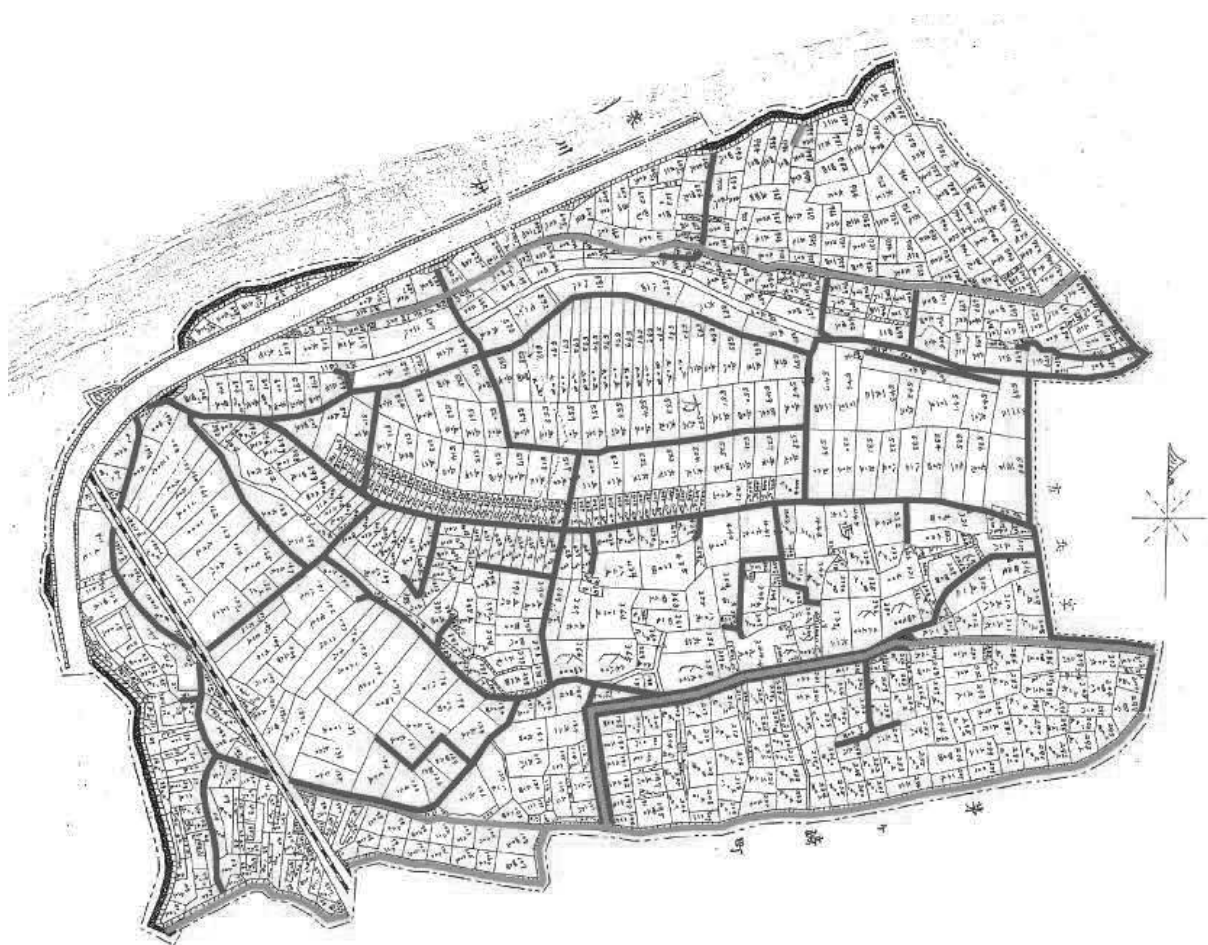
第3図 昭和2年製図の小出村字西方の地図

大きく見直すほどの必要性がなかったことにより、古くからの土地区画を引き継いでいるものと考えられる」と述べたように、市内では道路状の遺構や溝状遺構が古地図から推測可能な場合がある。

特に、下寺尾官衙遺跡群は中世における人類の活動痕跡についての密度がやや低く、近世から近現代まで耕作地が広がっていたため、古代の土地区画が引き継がれていた可能性は高く、古地図から読み解ける情報は遺跡を理解する一助となる可能性を内包している。

現代の官民境とは、国・県・市が管理している土地と民地との境のことである。茅ヶ崎市では、市内の道路敷あるいは水路敷と民地との境界を管理しており、その情報を「境界確定図」として建設部の窓口で閲覧・交付している。また、茅ヶ崎市のホームページでは「まっぷdeちがさき」にて道路種別や認定道路情報を公開している。また、法務局（茅ヶ崎市の場合横浜地方法務局湘南支局）では公図や土地所有者の情報を取得することが可能なため、地番が振られている土地に官地がある場合がある。今回は主に境界確定図と公図の情報、および昭和2年に製図された小出村の地図から考えてみたい。なお、小出村とは茅ヶ崎市と藤沢市に合併された現在の茅ヶ崎市北部の村である。

また、境界確定図の情報は昭和40年代のものもあれば、平成、令和に開発され、新たに道路となった位置もあることから、昭和以前の情報に着目することとする。



第4図 道水路を太線で加筆した地図（カラー図版有り）



第5図 官衙遺跡群と重なる道路敷を削除した道水路図 (カラー図版有り)

4 官民境を整理する

古地図は昭和2年に製図された小出村の字毎に分割された地図である。大日本市町村地番入地図刊行會が刊行したもので、地図の中には住居や郵便ポスト、寺社などのマークも描かれており、当時住居があった場所も把握することができる。この地図に昭和期の道水路の情報を加筆したものが第4図である。第4図は平成以降の開発や売買等による変化が起こる前の段階まで整理した図となっているが、例えば郡庁院と重なる道路敷は官衙期にはなかったと推測されるため、下寺尾官衙遺跡群の主要な要素を第4図に重ね、官衙遺跡群の区画と明確に重なる道路敷を削除したものが第5図となっている。

5 官民境と下寺尾官衙遺跡群の比較

第5図の道路敷および水路敷と下寺尾官衙遺跡群の要素の関係から着目することができた位置についてその着目する理由を説明し、未調査地点の推察としたい。

まずA地点は下寺尾廃寺の南に位置しており、下寺尾廃寺の入り口部が七堂伽藍跡第17次調査によって確認された南側区画遺構中央部とした場合その目前に位置している。道路敷が三叉に交差していることは、おそらく西側を流れる小出川による自然堤防による地形的なものと、東から流れてくる水路敷の縁が道路として利用され、それが交差したことによると思われる。着目すべき点は東からの

水路敷が途中で止まることである。交差部まで水路敷が続いておらず、この水路敷の終点部分に土手状の地形が存在していたことが想定される。下寺尾廃寺の入り口部から下寺尾廃寺の南側区画と垂直の直線上に位置に水路敷終点が位置している。

B地点は下寺尾廃寺と高座郡家の区画を結ぶ最も短い道路敷である。高座郡家東側区画遺構に出入口部が存在していたことから、西側区画遺構に出入口部が存在する可能性があり、この位置の道路敷が官衙期にも存在していた可能性はある。ただし、東側区画遺構の出入口部は、郡家の内外を行き来するための出入口部ではなく、正倉域と郡庁院域を行き来するためのものと推測しているため、同様のものがあるとは限らない。

C地点は西側区画遺構と近似した角度の道路敷となっている。ただし、昭和2年の古地図には道路形状の表現がないため、官衙期まで遡ることは困難と思われるが、ここでは民地の角度に着目したい。民地の南北方向の区画角度が高座郡家の主要遺構の角度と近いと思われる。これは、区画の性格が引き継がれている可能性を高めていると考えられる。

D地点は官衙期まで遡る道路敷ではないと思われるが、C地点と同様に角度が郡庁院等の高座郡家主要遺構と近似していることに着目したい。

E地点は角度が若干ズレるものの、郡家東側区画遺構と近い位置に存在しており、その性格を引き継いだものの可能性がある。

F、G地点はE地点と組み合わせると「コ」の字のように取り囲む形に成り得る。特にF地点は短い道路敷で、E-G間で完結する道路敷となっており、周りの道路敷と比べて異質である。

H地点は県立茅ヶ崎北陵高等学校グラウンド調査時に発見された正倉群のすぐ北の谷に位置しており、小出川へと向かう道路敷となっている。

高座郡家の北側、南側の区画遺構はこれまでの調査で明確になっていないが、これまでの調査範囲から確認されていないことを考えると、逆説的に高座郡家が立地する台地という周辺からの高台の平坦面を限界まで利用しているように思われる。

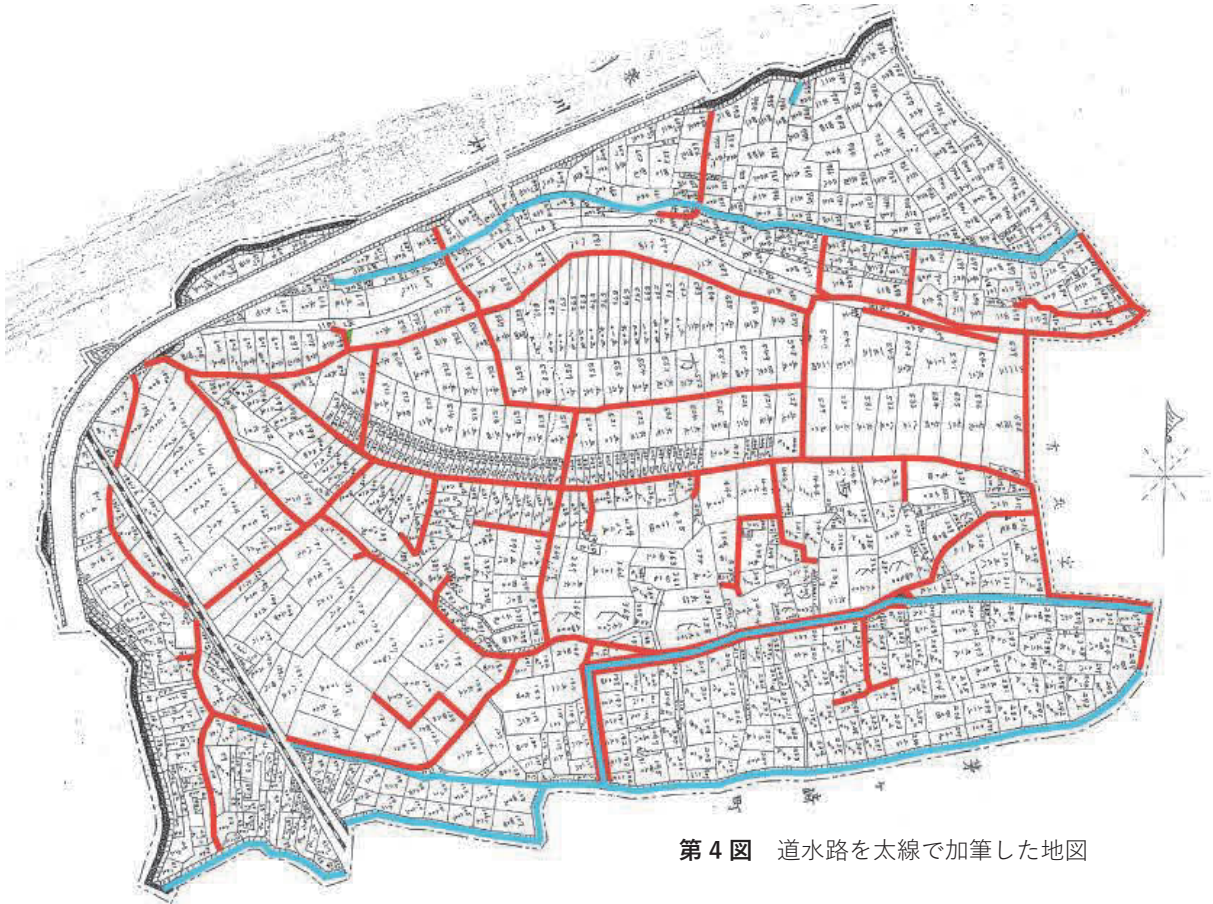
官衙遺跡群という公的要素の強い遺跡であり、官衙期以降の土地利用に大規模なものがない場合は官民境、民民境の情報から、遺跡の様相を推測できる可能性が大いにあると考える。

今後の発掘調査によっては、これらの推測が立証あるいは夢物語だったと証明されると思われるが、貴重な史跡を無暗に発掘され、現状がなくならないよう、現在の情報から考えられることは、荒唐無稽なものであっても考察し、発信していく必要があると考えている。しかしながら、学問としては立証されたものと未立証のものは切り離して考えるべきであり、明確に説明する必要があると思われる。

主要引用文献

小出村地図 昭和2年(1927)11月製図 昭和3年3月発行 大日本市町村地番入地図刊行會
加藤大二郎 2024 「高座郡家の区画範囲を考える」『茅ヶ崎市博物館研究紀要』1

*元茅ヶ崎市教育委員会職員



第4図 道水路を太線で加筆した地図



第5図 官衙遺跡群と重なる道路敷を削除した道水路図



第6図 下寺尾官衙遺跡群周辺の景観①（北東から）



第7図 下寺尾官衙遺跡群周辺の景観②（南から）